

議案第 49 号

平成 29 年度三芳町一般会計補正予算（第 4 号）

平成 29 年度三芳町の一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

平成 29 年 9 月 12 日提出

埼玉県入間郡三芳町長 林 伊 佐 雄



第 1 表 繰越明許費

(単位 千円)

| 款     | 項       | 事業名        | 金額      |
|-------|---------|------------|---------|
| 8 土木費 | 2 道路橋梁費 | 橋梁長寿命化修繕事業 | 128,564 |